

令和5年6月30日

第168回市町村職員を対象とするセミナー 「分科会2」

中核機関のコーディネート機能強化 の実践報告

山形市福祉推進部長寿支援課 進藤 義悦

山形市成年後見センター 鈴木 裕美

山形市の概要

市政施行

明治22年
★令和元年 中核市に移行

人口

(令和5年4月1日)

238,862人

高齢者数

(令和5年4月1日)

73,257人

高齢化率

(令和5年4月1日)

30.7%

P

R

ラーメン消費量日本一

山形市の成年後見制度利用促進の取組

中核機関	山形市成年後見センター
設置年度	平成25年度 (平成30年度に中核機関移行)
設置形態	山形市社会福祉協議会 に業務委託
市町村計画	市高齢者保健福祉計画 と一体化して策定
協議会	山形市成年後見推進協議会 (年2回開催)

山形市の成年後見制度利用促進の取組

市長申立件数(R4)	28 件 ※高齢者のみ
報酬助成件数(R4)	47 件 ※高齢者のみ
市民後見人の養成	平成28年度より毎年実施
名簿登録者数(R5)	49 名
受任者数(R5. 4. 1現在)	7 名

【山形市成年後見制度利用促進基本計画】

山形市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画)と一体化して策定

(1)成年後見制度の利用促進

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上の保護の重視、という3つの理念を十分に踏まえながら、必要な方が成年後見制度を利用できるようにするため、①から⑤までの取組を進めていきます。

① 地域連携ネットワークの強化

山形市成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、山形市成年後見推進協議会や地域包括支援センターネットワーク連絡会等において、成年後見制度の周知や事例検討を行うことなどにより、家庭裁判所、専門職団体、地域包括支援センター、医療・介護事業者、民生委員・児童委員、消費生活センター、金融機関等との連携をより一層強化します。また、相談対応に基づく支援に加えて、成年後見制度の利用が必要な方を発見し、適切に必要な支援につなげるアウトリーチを推進するため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者の見守り活動、愛の一声運動や緊急通報システム事業等の各種事業との連携を強化します。

② 周知・広報

成年後見制度やその利用方法、相談窓口等に関する市民への周知について、分かりやすく親しみやすいパンフレットを活用し、成年後見センター、地域包括支援センター、老人福祉センター等における周知を行うとともに、民生委員・児童委員、福祉協力員等の地区関係者と連携し、見守り活動等を通じた積極的な周知を行います。また、成年後見制度の利用が必要な方、成年被後見人等への支援体制を強化するため、市民への周知のほか医療機関、介護サービス事業所、金融機関等への周知も進めます。また、成年後見センターによる出前講座について、地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等も含め、様々な機会を捉えて積極的な広報活動を行っていきます。成年後見制度についての周知に当たっては、利用者の個別のニーズに応じて、予防的な視点や早期の段階からの任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、各種類型の利用によるメリットや参考事例を活用し、効果的な周知に努めていきます。

【山形市成年後見制度利用促進基本計画】

山形市高齢者保健福祉計画(第8期介護保険事業計画)と一体化して策定

③ 相談対応

総合的な相談窓口である成年後見センター、身近な相談窓口である地域包括支援センター、専門職団体による相談窓口など、支援が必要な方のニーズに応じた相談対応が行われるよう、各種相談窓口の周知を進めていきます。相談対応に当たっては、必要に応じて、地域の専門職団体、法テラス等と連携して対応するとともに、成年後見制度以外の支援が必要な場合には、福祉まるごと相談員等と連携して対応していきます。

④ 成年後見制度利用促進

後見人等の選任について、成年後見センターにおいて、引き続き、専門職団体と連携し、専門職後見人の受任者調整を行います。市民後見人について、成年後見センターが平成28年度から実施している市民後見人養成講座を継続的に実施するとともに、後見人等監督人による支援を行うほか、市民後見人候補者について、法人後見事業生活支援員としての活動を推進するなど、市民後見人等の活躍に向けた取組を進めていきます。また、福祉サービス利用援助事業の利用者のうち成年後見制度の利用等が望ましいケースについては、関係機関との連携により円滑な移行を支援します。加えて、身寄りがない場合や虐待等の状況により本人や親族等による申立てが期待できない場合には、引き続き、成年後見制度利用支援事業による市長申立てや後見人等に対する報酬助成を行います。報酬助成については、市長申立てに加えて、本人や親族等による申立ての場合についても助成対象とします。

⑤ 後見人支援の推進

成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークにより、親族後見人や市民後見人のみならず、経験の浅い専門職後見人に対しても相談助言を行い、後見人全体の底上げに取り組んでいきます。市長申立てのケースについては、山形市及び成年後見センターが後見支援チーム会議を開催するなど、継続的な支援を行います。後見人等やその他関係機関による後見支援チームが専門的な課題を抱えている場合には、必要に応じて専門職団体がチームに参加し、助言等を行う支援体制を構築します。なお、親族申立て等のケースでチームが組織されていないものについては、チームの立ち上げから支援を行います。また、後見支援チームによる支援においては、不正防止の視点を持ち、専門職団体と連携しながら、不正の防止や早期発見に努めます。

山形市の成年後見制度利用促進の取組

1. 地域連携ネットワークの強化

「山形市成年後見推進協議会」を開催し、地域における連携体制の構築や権利擁護に係る諸課題の解決に向けた協議を行う。

成年後見センターを中心とした地域連携ネットワークを更に強化するため、地域包括支援センターネットワーク連絡会、民生委員・児童委員連合会定例会、福祉協力員研修会、介護サービス事業所連絡会等において、制度周知、情報共有、事例検討等を行う。

関係機関との連携を強化し、制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、成年後見センターの活動と、町内会・自治会等による地域活動、民生委員・児童委員又は福祉協力員による高齢者等の見守り活動、愛の一声運動や緊急通報システム事業等の各種事業との連携強化に向けた具体的な取組みを検討する。

2. 周知・広報

成年後見センターのパンフレット及び「成年後見センターだより」を作成、配布する。

任意後見、保佐、補助の利用が促進されるよう、家庭裁判所や専門職団体と連携しながら、市民や関係機関に対し各種類型の利用によるメリットや参考事例の周知を行う。

民生委員・児童委員等の地区関係者と連携し、市民に対し、見守り活動時のパンフレット配布等を通じて、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

関係者による支援体制を強化するため、医療機関、介護サービス事業所、金融機関等に対し、制度の内容や相談窓口の周知を行う。

地域内での小規模な集会や事業所単位の勉強会等において、成年後見制度に関する出前講座を開催する。

権利擁護セミナーを開催し、専門家による講話を行うほか、個別の相談対応を行う。

成年後見制度市民セミナーを開催する。

山形市の成年後見制度利用促進の取組

3. 相談対応

各種相談窓口の周知を行うとともに、成年後見センターや地域包括支援センター等において相談対応を行う。相談対応に当たっては、必要に応じて専門の相談窓口につなげるなどニーズに応じた相談対応を行うとともに、成年後見制度以外の支援が必要な場合は、福祉まるごと相談員や生活サポート相談窓口等と連携して対応する。

相談対応を行う職員の資質向上を図るため、成年後見センター、地域包括支援センター等の職員に対する研修を実施する。

4. 成年後見制度利用促進

専門職後見人受任者調整のためケース方針調整会議を開催する。

市民後見人養成基礎講習を開催する。

基礎講習修了者から選考した市民後見人候補者について、名簿登録した上で家庭裁判所と受任に向けた調整を行うとともに、法人後見事業生活支援員としての活動を推進する。

市民後見人の孤立を防止し、支援強化を図るため、「市民後見人連絡会」を立ち上げ、市民後見人同士の交流・情報交換の機会を設ける。

成年後見制度市長申立てを実施する。

後見人等報酬助成を実施する
(本人・親族申立てを含む)。

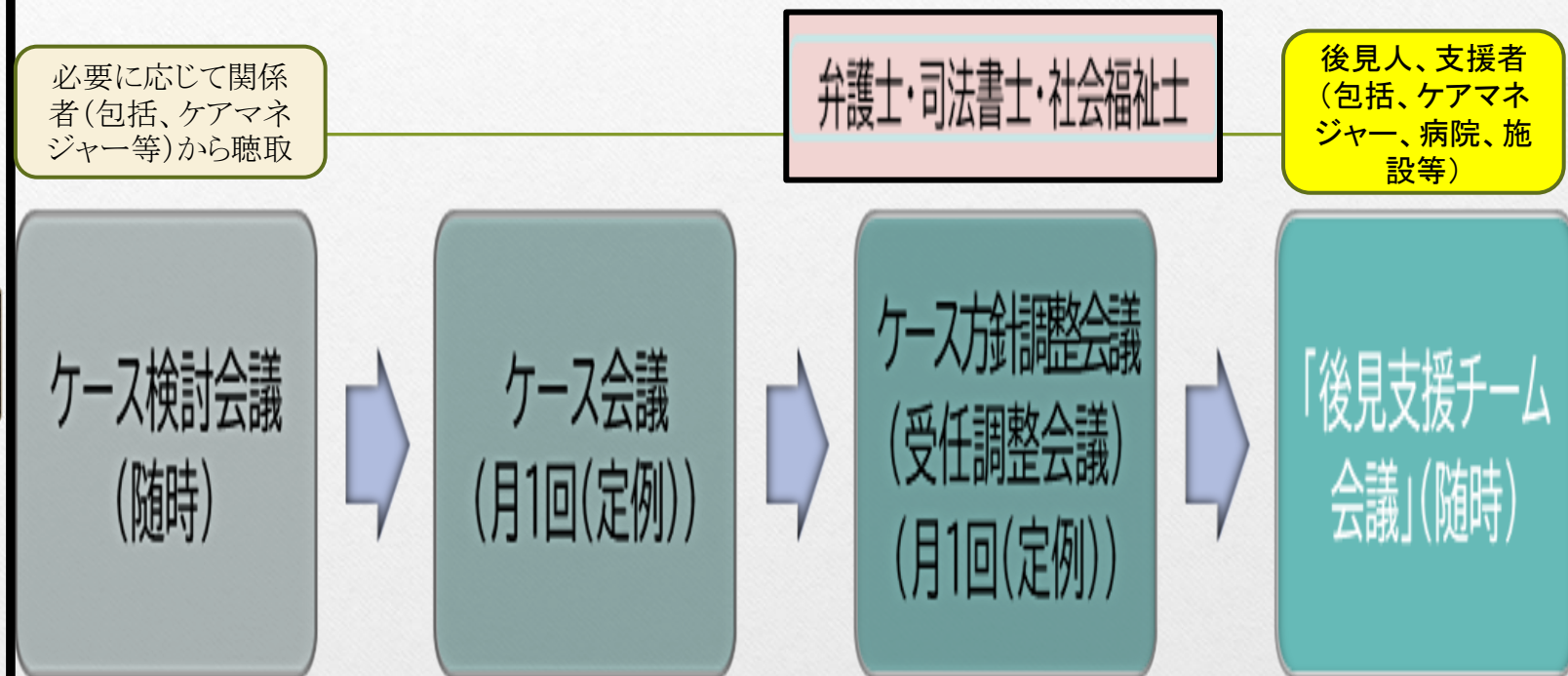
5. 後見人支援の推進

本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した支援を行うため、市長申立て案件について後見支援チーム会議を開催する。

家庭裁判所と連携し、親族後見人に対し、チーム形成等の後見人支援の内容や相談窓口を周知し、親族後見人の活動を支援する。

専門性の高い課題を抱えている場合、弁護士、司法書士、社会福祉士が後見支援チーム会議に参加し、助言を行う「専門職派遣事業」について、周知を行い、内容の改善を図りながら、より効果的に実施する。

市長申立に関する「相談～支援」までの流れ(全体)



主催:市(長寿支援課・障がい福祉課) ・ 後見センター

市長申立に関する「相談～支援」までの流れ(1)

●相談(随時) : 市担当課・後見センター

- ・地域包括支援センター、病院、施設等からの相談。
- ・個別地域ケア会議等への参加、ケースへの訪問等。

★圏域担当制：地域包括支援センターと市担当課・後見センター。

★「日常生活自立支援事業」と「後見センター」が同じ部署。

●ケース検討会議(月1回) : 市担当課

生活状況、親族状況から、後見制度利用及び
市長申立の必要性を検討。

★対象者が抱える問題が複雑化しているため、定例会議にこだわらず、係内で随時相談を行うことが出来る体制を作っている。

市長申立に関する「相談～支援」までの流れ(2)

●ケース会議(月1回):市担当課・後見センター

受任候補者の検討。後見活動に必要な情報整理。

●ケース方針調整会議(月1回)

委員:弁護士・司法書士・社会福祉士・市社協法人後見。

オブザーバーとして家庭裁判所も参加。

内容:後見人等受任候補者の協議・決定。

リレー・複数後見の場合は、その理由も申立書に記載する。

後見活動における課題の整理及び対応方針。

喫緊の課題に加えて、死後対応等の長期的課題も検討。

市長申立に関する「相談～支援」までの流れ(3)

●後見支援チーム会議

選任後、後見人を含めた関係者が参集して情報共有。
後見人、ケアマネジャー、施設職員、包括等。

●被後見人を中心としたチームの形成⇒活動時の連携機関の明確化。

●専門職派遣事業

解決に専門知識が必要な課題⇒弁護士等に助言依頼。
例：多重債務を抱えた被後見人の債務整理。

●後見活動への継続的な支援

⇒就任後に専門的課題が生じても専門職に相談出来る体制を整備。

市長申立事務における関係機関との連携

●日常的に“顔の見える関係”を構築

圏域担当制等の他、「権利擁護部会」に参加。

地域包括支援センター所属「社会福祉士」で組織している部会。月1回定例で開催。

●「権利擁護ハンドブック」による認識の共有 ●事例検討・ロールプレイによる対応の共有

★早期に後見・市長申立の見立てが出来る ⇒ 様々な支援の展開

●関係機関との共通認識の醸成

・「成年後見推進協議会」にて事業検討。

構成委員(別紙):弁護士・司法書士・社会福祉士・民生委員 等。

・「家庭裁判所」との連携。

市主催会議への参加 ⇔ 家庭裁判所主催会議への参加。

★様々な事業展開に繋がる: ケース対応への助言。家庭裁判所との意見交換

山形市成年後見推進協議会

設置年度

平成30年度

※成年後見センター運営委員会を移行。

設置目的

認知機能に障がいをもつ者等の権利擁護に係る諸課題に関し、成年後見制度の利用の促進を始めとする権利擁護支援における地域連携体制を構築するとともに、当該諸課題の解決に向けた意見交換、協議を行う
(設置要綱第1条)

開催頻度

年2回の開催を定例としている。

これまでの主な内容

- 関係機関の後見事業取組状況の共有。
- 市の制度利用促進の取組内容の協議。
- 後見人等報酬助成制度の対象拡大。
- 専門職派遣事業の体制整備。
- 利用支援事業普及啓発リーフレット
作成及び配布方法。

山形市成年後見推進協議会 委員

1	東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科 教授
2	山形県弁護士会 高齢者・障がい者に関する委員会委員長
3	成年後見センター・リーガルサポート山形支部長
4	山形県社会福祉士会 業務執行理事(兼)事務局長
5	山形県行政書士会
6	山形●●病院 副院長
7	山形市民生委員児童委員連合会 常任理事
8	山形県知的障がい者福祉協会 相談支援部会副部会長
9	山形市地域包括支援センター 権利擁護部会 代表
10	山形市障がい者自立支援協議会
11	やまがた市民後見サポートセンター 理事長
12	山形県健康福祉部高齢者支援課長

オブザーバー

1	山形家庭裁判所 訟廷管理官
---	---------------

今 後 の 方 向 性

●地域包括支援センターとの更なる連携

地域からの初期相談窓口としての制度理解及び共通認識を深めるため、権利擁護部会において事例検討を行う。

●「成年後見推進協議会」における協議内容の深化

現在は、山形市の取り組みについて提案し、意見を頂いているが、取り組む主体は市・後見センターである。

所属団体の活動の課題等、協議事項の提出を依頼する等、委員全員が成年後見制度の課題を解決する主体という意識付けを図っていききたい。

今 後 の 方 向 性

●制度の周知・啓発

一般市民には“後見制度は難しい・取っつきにくい”イメージがあると思われる。制度のメリット・デメリットを理解し、必要な方が制度利用に繋がるよう、一般市民や地域向けの「出前講座」「後見制度セミナー」等、効果的な周知啓発の取り組みを検討する。

●他市町村との連携

山形市では様々な取組を行っている一方、近隣市町は中核機関未設置である等、整備状況に差がある状況。

市町村間における情報共有等、制度利用が必要な高齢者等への対応を具体的に検討する必要がある。

山形市における成年後見制度地域連携ネットワークイメージ図

